

2023年度 神奈川大学大学院再入学要項

I. 再入学できる研究科・専攻及び課程

全研究科全専攻、博士前期課程、博士後期課程

II. 出願資格

- (1) 神奈川大学大学院学則第 31 条の規定に基づき、第 38 条により退学した者及び第 39 条第 1 項第 3 号により除籍された者で、元の研究科・専攻・課程・年次に再入学を希望する者。

【博士前・後期課程】

単位修得状況等から退学前又は除籍前の在学期間を算入して学則第 24 条に規定する最長在学年限以内にその課程の修了が見込まれ、かつ、指導教授として研究を指導する教員の内諾を得た者。

III. 出願・選考

- (1) 検定料

35,000円

*出願の際に銀行振込にて納入してください。

- (2) 選考方法

①2018年4月1日以降の退学者又は除籍者は、書類選考とし、必要があれば面接を行います。

②2018年3月31日以前の退学者又は除籍者は、書類選考及び面接を行います。

*面接の該当者には、日時・会場をおって本人宛に通知します。

- (3) 出願書類

・**出願書類は、すべて原本(オリジナル)を提出してください。**

番号	書類名	備考
1	再入学願	本学所定用紙
2	理由書	本学所定用紙
3	検定料納入控え票	本学所定台紙に貼付してください。

- (4) 出願日、場所及び取扱時間【厳守】

出願内容	出願日	場所及び取扱時間
2023年度 前学期入学 出願の場合	2023年2月6日(月) ～2月8日(水)	各キャンパス教務課 9:30～16:00 (12:30～13:30を除く) 【横浜キャンパス】 法学研究科・経済学研究科・人間科学研究科・ 理学研究科(10月入学)・工学研究科・歴史民俗資料科学研究科 【湘南ひらつかキャンパス】 理学研究科(4月入学) 【みなとみらいキャンパス】 経営学研究科・外国語学研究科 ※窓口で出願する場合は、本人が窓口を持参してください ※国外から出願する場合は、出願日必着で各キャンパス教務 課に郵送してください。
2023年度 後学期入学 出願の場合	2023年6月5日(月) ～6月7日(水)	

- (5) 合格発表

選考終了後、合格・不合格ともに本人宛に郵送で通知します。

【合格発表日】

<前学期入学> 2023年2月27日(月)

<後学期入学> 2023年7月13日(木)

IV. 入学手続

合格者は本学が指定する日の取扱時間内に手続書類とともに所定の経費（再入学金及び学費）を納入し、手続を完了してください。なお、本学が指定する日の取扱時間内に手続をしない場合は、入学の権利を放棄したものとみなします（合格者には、合格後に別途詳細をお知らせいたします。）。

(1) 経費

再入学金（再入学する年度の入学金の半額とします。）

学 費 等（再入学する年度の当該年次の学費・委託徴収金を適用します。）

(2) 提出書類

合格者へ別途通知します。

(3) 入学手続日、場所及び取扱時間【厳守】

出願内容	入学手続日	場所及び取扱時間
2023年度 前学期入学の場合	2023年3月6日（月） ～3月10日（金）	各キャンパス教務課 9：30～15：30（12：30～13：30を除く） 【横浜キャンパス】 法学研究科・経済学研究科・人間科学研究科・ 理学研究科（10月入学）・工学研究科・歴史民俗資料科学研究科
2023年度 後学期入学の場合	2023年7月14日（金） ～7月20日（木） （※ただし、土・日・祝日は除く）	【湘南ひらつかキャンパス】 理学研究科（4月入学） 【みなとみらいキャンパス】 経営学研究科・外国語学研究科

V. 国外出願者で、在留資格「留学」の取得が必要な場合について

(1) 合格後、入学に際し在留資格「留学」の取得が必要な場合は、下記URLから「在留資格の手続き」の「在留資格認定証明書交付申請について（入学時）」を確認し、合格発表後速やかにご連絡ください。連絡先は案内に記載されています。

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/international/welcome/contact/procedure/>

※なお、在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類については、「Ⅲ. 出願・選考」や「IV. 入学手続」で提出した書類を流用することができません。必要書類を確認のうえ追加で準備してください。在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類の発行日には有効期限がありますので、書類準備の際にご留意ください。

VI. その他

・教育課程表の適用

再入学者には、原則として退学時又は除籍時の教育課程表が適用されます。

・既修得単位の認定等

再入学者に対しては、退学前又は除籍前に修得した単位の全部又は一部を認定します。

詳細については、下記お問合せ先へご連絡ください。

・原則として、提出された書類は返還いたしません（※一部を除く）。

・合格後であっても提出された書類等に事実と反する事項が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

・安全保障輸出管理について

神奈川大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「神奈川大学安全保障輸出管理規程」を定め、物品の輸出や技術の提供、人材の交流の観点から「外国人留学生」の受け入れについて厳格な管理を行っています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育・指導が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に、ご自身が指導を希望する志望指導教授と事前によく相談を行うなど、十分に注意をしてください。

なお、外国人留学生の方は、本学入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守していただくこととなります。

問合せ先：daigakuin-toiwase@kanagawa-u.ac.jp